

# 職人を守り・育てるための提言

建設専門工事業未来再生研究会

## 1. 建設業の現状

建設投資の急激でかつ大幅な減少は、建設業界、特に専門工事業者やそこに働く労働者に大きな影響をもたらしている。

### (1) 受注競争の激化

平成 22 年度において、建設投資額はピーク時からほぼ半減する中で、建設許可業者数はピーク時から 20%弱の減少となっている。このことから需給バランスは崩れ、激しい競争状態が続いており、受注単価の下落が一段と進んでいる。競争の激化は、平成 21 年度の都道府県の発注工事において低価格の入札率が 25.3%にものぼり、予定価格の事前公表に伴い、この予定価格の±1.0%以内の応札が 6 割に達し、かつ、くじ引落札が多発していることからも見えてくる。この競争激化は単価の下落を招き、特に下請け企業へしわ寄せとなって表れている。現実には、下請け専門工事業者は指値等により限界まで原価を下げられており、労務費が大半を占める専門工事業にとっては、人件費にかかわる経費を削減せざるを得ない状況である。このことは、雇用形態の変化、賃金の減少など就労する技能者・技術者の生活を脅かす環境となっている。

### (2) 建設労働者が抱える就労不安

#### 1) 雇用形態の変化

就労形態を平成 9 年度と平成 20 年度を比較すると、常雇用が 81%から 64%に減少し、一人親方は 12%から 27%に増加している。また給与支払い形態で見ると、月給制が 58%から 29%に減少し、日給月給制が 31%から 58%に増加している。

#### 2) 社会保険の未加入増加

平成 21 年度で社会保険等の加入状況を製造業と比較すると、雇用保険は建設業が 61.0%に対し製造業は 92.6%、厚生年金保険は建設業が 61.9%に対し製造業は 87.1%と、製造業と比べかなり低い状況である。また、平成 22 年度における公共事業の現場労働者の社会保険などの加入状況を見ると、土木工事は平均 71%、建築工事は平均 64%の加入であるが、両工事ともに 2 次・3 次下請けは約 50%の加入率でしかない。都道府県別で見ると、大都市部の加入状況が極めて低く、大阪府は 48%と下位から 5 番目に位置する。ただ、これらは統計上の数字であり、専門工事業の複雑な雇用形態から、実態はさらに低いものと思われる。

#### 3) 入職者の減少と若年労働者の減少

建設業への入職率は低下傾向にあり、特に 24 歳以下の若年入職者が減少している。平成 4 年度は 65.1 万人の入職者の内 24 歳以下は 25 万人で 38.4%を占めていたが、平成 20 年

度には 27.9 万人と全体の入職者数が減少すると同時に 24 歳以下は 5.3 万人で 19.0%に人数・割合共に激減している。

#### 4) 労働者の高齢化と若年労働者の減少

建設労働者の年齢構成を、平成 9 年度と平成 22 年度を比較すると、24 歳以下は 11%から 4%に激減し、55 歳以上は 24%から 33%へと大幅に増加している。平成 20 年度において、建設業への就業者数は 498 万人で全産業の就業者数に対する割合は 8.0%であるが、建設業に従事する 54 歳から 65 歳の労働者割合は全体の 10.1%と他産業に比べ高齢化が進んでいる。

#### (3) 職人の減少によるリスク

「受注競争の激化」に起因した「雇用形態の変化」「社会保険の未加入増加」「入職者の減少」「労働者の高齢化と若年労働者の減少」等は、優秀な職人（ここでいう職人とは、要求された品質や精度、工期を満足させて完成させる優秀な技能を有する者をさし、具体的には 1 級技能士以上の者を想定しており、この能力に満たない者は、建設労働者とする。）の大幅な減少という影響をもたらしている。優秀な職人が減少していくことにより、建設業は崩壊の危機に直面していると言って過言でない。優秀な職人がいなくなることは、建設業の生産活動に大きな障害をもたらす。具体的に述べると、発注者には、安全・安心な建造物を提供することが難しい状況になる。総合建設業者は、受注活動に影響が出てくる。国や地方自治体は、緊急災害時などの対応が出来なくなる。そして、専門工事業者は、技能の伝承が成り立たず、品質を守れなくなるとともに、現場における事故等、労働災害の増加の恐れもある。このことは、日本の優秀な建設技術・技能が衰退し、建設業の崩壊へと繋がっていく。また、今後職人に育っていく建設労働者数について見ても、国土交通省の建設技能労働者数の将来推計では、建設投資額を平成 22 年度と同じとした場合は平成 32 年に 22 万人が不足し、投資額が 10%増加した場合は平成 27 年に 23 万人が不足するとしている。東北地方の災害復興事業が本格化すると後者の推計に近くなるものと考えられる。

## 2. 提言の目的

「職人がいなくてもビルはできる。しかし、安全・安心なビルは建たない。」建造物は、優秀な設計者や施工管理技術者が存在しても、実際に手を動かして物を造る人がいなければ出来上がらない。とりわけこのものを造る人の中で重要な人材は、「職長」や「職人」であり、彼らに指揮され建設労働者が作業することによって建造物は造られる。職人を守り育てることが最も重要ポイントとなる。職人を守り・育てるためには、「生活基盤を確保すること」「夢を描ける未来を示すこと」が肝要であり、このことが若者の入職を促し、ひいては技能伝承が出来、安全・安心な建造物を供給することに繋がっていく。

私たち専門工事業未来再生研究会は今回、建設業界、特に専門工事業とそこで働く職人と職人になる強い意思を持った労働者を守り、育てるために、現在の職人が置かれた厳しい現状を少しでも改善するために、行政を始めとする関係者の理解と協力を求めるとも

に、それぞれの立場で健全な建設生産システムの構築に向けての努力と取組を期待し、本提言を行うものである。

### 3. 関係各機関に期待する取組

建設業に係わる関係者に期待する取組は以下の項目である。

#### (1) 建設業界

##### 1) 設計者

- ・発注者に対し技術力とコストを勘案した設計提案
- ・高度技能伝承に繋がる設計

##### 2) 総合建設業

- ・下請けへのしわ寄せにならない適正な価格による受注
- ・建設業法に基づく下請負契約の遵守
- ・職長や職人育成のシステム構築の支援

#### (2) 行政

- ・社会保険加入促進に向けた具体的施策の実行・推進
- ・下請けの施工能力を勘案し、それを発揮できる価格での発注と工期の平準化
- ・優秀な職人（有資格者等）を活用した入札方式の拡充
- ・若年入職者教育・訓練の支援

#### (3) 発注者（民間）

- ・秩序ある価格競争を行うことが、結果として所有する不動産の安全安心につながることへの理解
- ・職人あって建設工事が成り立つことの理解

### 4. 専門工事業者が取組むべきこと

建設業界から職人が消えてしまわないため、専門工事業者自らがまず動くことが前提であり、以下の取組を推進するべきである。3章の関係機関の取組以上に自らが変わっていくことを社会に示さなければ、賛同を得ることは難しい。

自らが変わるとは、「協力業者（サブコントラクター）から専門工事業者（スペシャリストコントラクター）へ」「自営業（経営）者から真の会社経営者へ」の進化をさせている。

真の専門工事業を目指して、今こそ変わる最後のチャンスである。職人あってこそその建設業界であることを再確認し、職人を守り、育てていくためにも、自らが行動し声をそらえて訴えていくことが必要である。

#### (1) 夢を描ける業界づくり—職人の生活保障制度の確立—

##### 1) 建設労働者全員の社会保険加入を促進する

労働者を社会保険に加入させるのは、経営者の責務であることを認識し、自らが建

設労働者を守る。これに必要なコスト要求を行い、また、無年金者が増えれば、生活保護者が増え、結局は消費者負担になることの理解を業界関係者や市民に訴える。

2) 職人に家族を養える生活保障を行う。

職人の最低賃金制度の確立を行い、能力によって $+\alpha$ の賃金支払いをする。

公共に「下請の施工能力を勘案し、それを発揮できる価格での発注」を、民間発注者に「秩序ある価格競争」を、ゼネコンに「完全な下請け契約の履行」を求めて行く。

専門工事業者は、職人の直用率を50%以上にする。職人の直用率を高め、生活の安定を高めることは、経営者の責務である。職人がいてこそその技能・技術の専門工事業者である。

3) 専門工事業者の評価制度を求める。

職人の雇用を守り・育成している企業の評価や優遇制度の導入を国や地方自治体に求める。

(2) 新規入職者の確保事業の展開

新規入職者確保の為に具体的な行動を起こす。

(3) 職人の育成方法の確立

新規入職者教育を行う。

職人に対するキャリアデザインやステップアップ支援制度を構築する。

職人が高度技能を展開できる機会の提供を求める

## 5. まとめ

ここ数年にわたる大幅な建設投資額の減少は、秩序のない過当競争を招き、このことによるしわ寄せが職人の処遇低下に顕著に表れている。このことが建設業の若者離れを加速し、職人の高齢化とも相まって、このままでは技能継承や建設文化の維持といった面で大いに危惧する状況となっている。建設業にとっての職人の減少によるリスクは「建設業の現状」で述べたとおりであるが、これは、単に職人を抱える専門工事業の問題のみでなく建設業関係者全てに係わる課題である。

この現状を少しでも変えていくために、関係者それぞれの立場でその改善の努力と取組を期待する。

平成24年5月21日

建設産業専門団体近畿地区連合会

—建設専門工事業未来再生研究会—

委員：大阪府立大学 21世紀科学研究機構教授

橋爪紳也

元近畿職業能力開発大学校教授

杉本誠一

日本カイザー株式会社顧問

水本豊弘

株式会社マドック C I 事業部責任者

吉田雅哉